

平成30年度

事業計画書

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

山口県農業共済組合

平成30年度事業計画

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済					
		水稻				麦	
		一筆	半相殺	全相殺	品質	一筆	災害収入
区域内の概数	人 42,494	a 2,107,060				a 190,220	
前年度実績	40,234	1,997,927	21,806	22,380	35,248	209	185,399
本年度引受計画	38,526	1,950,010	21,460	22,210	34,880	200	188,920
本年度予定引受率(%)	90.7	96.3				99.4	

果樹共済				畑作物共済				ガラス室	
うんしゅうみかん		なつみかん	なし	大豆			茶	ガラス室	
減収総合	特定危険	減収総合	災害収入	一筆	半相殺	全相殺	災害収入	I類	II類
a		a	a	a			a	棟	棟
68,890		14,000	8,925			85,630	3,200		56
1,736	1,259		1,409	13,367	531	64,797	277		9
1,768	1,260		1,410	12,790	460	62,890	270		8
4.4		0	15.8	88.9			8.4	0	14.3

家畜共済									
乳用成牛	乳(内胎児等) 用子牛	肥育用成牛	肥育用子牛	肉用成牛 その他	肉(内胎児等) 用子牛 その他	一般馬	種豚	肉豚	肉用種雄牛
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	(2,561)				(4,694)				
2,542	2,735	8,060	440	5,314	5,642	1	1,870	19,072	2
	(786)				(5,035)				
2,492	880	7,138	400	5,201	5,998	1	1,352	8,782	2
	(837)				(4,715)				
2,495	916	6,748	386	5,229	5,661	1	1,345	8,782	2
	(32.7)				(100.4)				
98.2	33.5	83.7	87.7	98.4	100.3	100.0	71.9	46.0	100.0

園芸施設共済								任意共済	
プラスチックハウス								建物	農機具
I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類		
棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台
1	5,928	364	234	118	21	232	133	78,910	95,820
1	2,239	180	57	40	2	163		43,883	8,309
1	2,226	180	59	40		159		43,924	8,645
100.0	37.6	49.5	25.2	33.9	0	68.5	0	55.7	9.0

<新制度適用（平成31年1月以降に共済責任開始。）>

共済目的等 項目	家畜共済											
	死 廃						病 傷					
	搾乳牛	育成乳牛 (内胎児)	繁殖用雌牛	育成・肥育牛 (内胎児)	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区域内の概数												
前年度引受実績												
本年度引受計画	690	243	1,072	3,786		2			744	2,952	2	

2. 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共 A 総 額	
		本年度予定	前年度実績			
共済目的等				千円	千円	
農作物	水稲	一筆	1,950,010 a 66,290,600 kg	1,997,927 a 67,990,378 kg	11,513,913	91,775
		半相殺	21,460 a 931,200 kg	21,806 a 943,505 kg	161,473	1,668
		全相殺	22,210 a 973,100 kg	22,380 a 981,053 kg	118,204	2,101
		品質	34,880 a	35,248 a	262,390	4,562
	麦	一筆	200 a 2,960 kg	209 a 2,999 kg	59	3
		災害収入	188,920 a	185,399 a	483,770	59,734
	計		2,217,680 a	2,262,969 a	12,539,809	159,843
家畜	乳用成牛		2,495 頭	2,492 頭	411,484	73,347
	乳用子牛等 (内胎児)		916 (837)	880 (786)	40,941	5,312
	肥育用成牛		6,748	7,138	1,786,526	55,346
	肥育用子牛		386	400	28,075	5,965
	その他の肉用成牛		5,229	5,201	1,347,183	62,742
	その他の肉用子牛等 (内胎児)		5,661 (4,715)	5,998 (5,035)	648,966	67,215
	一般馬		1	1	400	12
	種豚		1,345	1,352	72,620	60
	肉豚		8,782	8,782	84,307	54
	肉用種雄牛		2	2	1,075	52
	計		31,565 (5,552)	32,246 (5,821)	4,421,577	270,105
果樹	うんしゅう みかん	(減収総合)	1,768 a	1,736 a	10,934	405
		(特定危険)	1,260	1,259	10,990	110
	なつみかん	(減収総合)				
	なし	(災害収入)	1,410	1,409	91,806	3,672
	計		4,438	4,404	113,730	4,187

済 掛 金		D 保険料	E 交付金 (△納入保険料) (B-D)	F 手持共済掛金 (C+E)	備 考	
B 国庫負担金	C 農家負担金					
千円 45,887	千円 45,888	千円 48,558	千円 △ 2,671	千円 43,217	kg当たり平均	174円
834	834	916	△ 82	752	kg当たり平均	173円
1,050	1,051	1,087	△ 37	1,014	kg当たり平均	121円
2,281	2,281	2,445	△ 164	2,117	10a当たり平均共済金額	75,200円
1	2		1	3	kg当たり平均 20円 (共済掛金、保険料等は千円未満を 四捨五入しております)	
32,129	27,605	13,158	18,971	46,578	10a当たり平均共済金額	25,600円
82,182	77,661	66,164	16,018	93,681		
34,094	39,253	22,804	11,290	50,543	頭当たり	165千円
2,445	2,867	1,741	704	3,571	頭当たり	45千円
25,448	29,898	16,884	8,564	38,462	頭当たり	265千円
2,600	3,365	2,205	395	3,760	頭当たり	73千円
28,689	34,053	17,004	11,685	45,738	頭当たり	258千円
27,760	39,455	22,367	5,393	44,848	頭当たり	115千円
6	6	5	1	7	頭当たり	400千円
24	36	23	1	37	頭当たり	54千円
22	32	22		32	頭当たり	10千円
25	27	27	△ 2	25	頭当たり	539千円
121,113	148,992	83,082	38,031	187,023		
202	203	256	△ 54	149	kg当たり	1類 95円 2類 119円
55	55	40	15	70	kg当たり	1類 90円 2類 113円
					kg当たり	64円
1,836	1,836	1,487	349	2,185	10a当たり平均共済金額	651,100円
2,093	2,094	1,783	310	2,404		

項目		引 受		共済金額	共	
		本年度予定	前年度実績		A 総 額	
共済目的等				千円	千円	
畑作物	大豆	一 筆	12,790 a	13,367 a	6,568	710
		半相殺	460	531	930	105
		全相殺	62,890	64,797	143,404	25,191
	茶	災害収入	270	277	1,290	76
	計		76,410	78,972	152,192	26,082
園芸施設	ガラス室Ⅰ類		棟	棟		
	ガラス室Ⅱ類		8	9	30,218	39
	プラスチックⅠ類		1	1	301	3
	プラスチックⅡ類		2,226	2,239	634,659	21,466
	プラスチックⅢ類		180	180	294,401	4,422
	プラスチックⅣ類	甲	59	57	100,353	1,838
		乙	40	40	102,086	307
	プラスチックⅤ類			2		
	プラスチックⅥ類		159	163	36,724	732
	プラスチックⅦ類					
計		2,673	2,691	1,198,742	28,807	
合 計				18,426,050	489,024	

イ 任意共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	A	
		本年度予定	前年度実績		共済掛金総額	
共済目的等				千円	千円	
任意	建物	総合	6,202 棟	6,190 棟	51,115,000	153,604
		火災	37,722	37,693	404,439,000	306,332
		計	43,924	43,883	455,554,000	459,936
	農機具	損害	8,600 台	8,264 台	14,923,100	76,309
		更新	45	45	112,580	15,497
		計	8,645	8,309	15,035,680	91,806
	合 計				470,589,680	551,742

総 合 計				489,015,730	
-------	--	--	--	-------------	--

済 掛 金		D 保険料	E 交付金 (△納入保険料) (B-D)	F 手持共済掛金 (C+E)	備 考
B 国庫負担金	C 農家負担金				
千円 390	千円 320	千円	千円	千円	kg当たり平均 1類 207円 3類 206円
57	48	12,902	1,400	13,104	
13,855	11,336				
42	34	49	△ 7	27	10a当たり平均共済金額 47,700円
14,344	11,738	12,951	1,393	13,131	
					棟当たり
19	20	3	16	36	棟当たり 3,777千円
1	2		1	3	棟当たり 301千円
10,733	10,733	6,744	3,989	14,722	棟当たり 285千円
2,211	2,211	910	1,301	3,512	棟当たり 1,636千円
919	919	315	604	1,523	棟当たり 1,701千円
153	154	26	127	281	棟当たり 2,552千円
					棟当たり
366	366	217	149	515	棟当たり 231千円
14,402	14,405	8,215	6,187	20,592	
234,134	254,890	172,195	61,939	316,831	

内 訳		D 再共済掛金 (A) × (G)	E 再共済手数料 (D) × (H)	F 手持共済掛金 (B-D+E)	備 考
B 純掛金	C 事務費賦課金				
千円 105,767	千円 47,837	千円 58,997	千円 15,728	千円 62,498	棟当たり 8,242千円
168,503	137,829	91,899	37,219	113,823	棟当たり 10,722千円
274,270	185,666	150,896	52,947	176,321	
53,775	22,534	/	/	53,775	台当たり 1,735千円
15,155	342			15,155	台当たり 2,502千円
68,930	22,876			68,930	
343,200	208,542	150,896	52,947	245,251	
	再共済割合 (G)	地震部分 50% 地震部分以外 30%	再共済手数料 (H)	総合 火災	26.66% 40.50%

/	/	/	/	562,082	
---	---	---	---	---------	--

<新制度適用（平成31年1月以降に共済責任開始。）>

ア 家畜共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 A 総 額
			本年度予定	前年度実績		
家畜	死 廃	搾乳牛	690頭	頭	千円 119,188	千円 7,177
		育成乳牛 (内胎児)	243		46,397	2,816
		繁殖用雌牛	1,072		271,154	6,086
		育成・肥育牛 (内胎児)	3,786		797,870	11,374
		繁殖用雌馬				
		育成・肥育馬	2		350	9
	病 傷	種 豚				
		肉 豚				
		乳用牛	744		20,236	10,569
		肉用牛	2,952		62,725	20,550
		一般馬	2		21	2
		種 豚				
		計	9,491		1,317,941	58,583

濟 掛 金		D 保險料	E 交付金 (△納入保險料) (B-D)	F 手持共濟掛金 (C+E)	備 考
B 国庫負担金	C 農家負担金				
千円 3,588	千円 3,589	千円 3,588	千円	千円 3,589	
1,408	1,408	1,408		1,408	
3,042	3,044	3,042		3,044	
5,687	5,687	5,687		5,687	
4	5	4		5	
5,284	5,285	4,017	1,267	6,552	
10,275	10,275	8,123	2,152	12,427	
	2			2	
29,288	29,295	25,869	3,419	32,714	

3. 引受計画と実施方策

農業情勢は、家族経営体数や販売農家数が大きく減少する一方で、法人経営体数は増加傾向にあり、企業参入も増えています。

また、近年では、各地で過去に例を見ない想定外な自然災害が頻発する中、NOSA Iは、災害による農家の損害の補填と損害の防止事業を通じて、農業災害補償制度発足以来農業経営の継続と安定化に向けその役割を着実に果たしてまいりました。

こうした中、平成 28 年 11 月に政府・与党により策定された「農業競争力強化プログラム」に基づく農政改革の中で、自由な経営判断に基づく取組みと農業経営のさらなる安定を図るため、農業災害対策としてこれまでの「農業共済制度」に加え、新たに価格変動等を含めた農業収入の減少を補填する「農業経営収入保険事業」が創設されました。今日の農業者の減少や高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化に対応し、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から農業災害補償法は農業保険法に改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。

このような状況の下、農業者に無保険者が出ないよう付帯決議に添って農業経営収入保険並びに見直し後の農業共済制度への円滑な移行を図り、それぞれの農業者の制度選択への問いに適切に答えられる役割が強く求められています。

さらに、1 県 1 組合組織化のもと平成 30 年度から 4 か年に亘って実施される全国統一運動「安心の未来」拡充運動の初年時として、目標である“すべての農家に「備え」の種を届けよう”を具現化すべく加入者・未加入者への全戸訪問を始め、関係機関と連携し、制度内容の周知、青色申告の実施状況についての聞き取りを行い、農家一人ひとりの理解、納得を得ながら下記実施方策により事業運営に取り組んでまいります。

ア 農作物共済

(水稲共済)

- (1) 地域農業再生協議会との一体化事務処理体制を継続する。
- (2) 平成 31 年産から任意加入制へ移行することの周知、及び加入申込書（営農計画書との一体化様式）の様式についての内容検討を行う。
- (3) 収入保険導入に伴い、水稲共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供、また、加入要件が緩和される全相殺方式及び品質方式、平成 31 年産より導入される地域インデックス方式、及び一筆半損特例の内容についての周知を含め、丁寧な説明、助言により無保険者が出ないよう努める。
- (4) 農業者ごとの危険段階基準共済掛金率を設定したことによるメリットを PR し、任意加入制となる平成 31 年度以降の加入継続に繋げる。

(麦共済)

- (1) 収入保険導入に伴い、麦共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供、また平成 31 年産に加入後、期間中の収入保険への移行によるメリット、及び取扱い方の周知説明を行い加入推進に努める。
- (2) 平成 31 年産からの任意加入制移行に伴い、新たに導入する地域インデックス方

式の周知を行う。

イ 家畜共済

- (1) 高齢化等により飼育農家・頭数は減少傾向ではあるが、関係機関と連携し、有資格農家への戸別訪問等による制度の普及に努める。
- (2) 家畜の異動状況を現地確認はもとより個体識別システムの活用と診療獣医師との連携により適正に把握する。また、組合員からの異動通知が遅滞なく行なわれるよう周知を図る。
- (3) 今年度も被害率に応じた組合員等危険段階別掛金率を再設定し、引受評価基準に基づく適正な評価を行い、農家ニーズにあった補償の拡充を図る。
- (4) 改正制度が平成31年1月1日以降に共済掛金期間が開始する引受から適用されることに伴い以下の事項を実施する。
 - ① 死廃・病傷共済の選択加入、肥育牛等の実情に即した評価額での死廃事故における補償の充実について改正内容の周知を行う。
 - ② 畜産経営の観点から死亡廃用共済・疾病傷害共済とも併せて加入推進を行い補償の充実に努める。
 - ③ 収入保険への加入が可能な農家については、農家のニーズにあった補償内容を提案する。
 - ④ 平成31年1月引受からの制度改正とともに、平成32年1月から導入される診療費の1割負担についても周知に務める。
- (5) 豚流行性下痢へのリスク対応として共済制度の利用を促し種豚及び肉豚の引受拡大を図る。

ウ 果樹共済

- (1) JA及び関係機関等と連携し有資格農家台帳を更新、それに基づき戸別訪問等による収入保険及び果樹共済の加入推進を実施し、引受拡大に努める。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

- (1) 関係機関との連携、及び一体化申告票等の関係書類を基に有資格農家台帳を更新し、戸別訪問等による加入推進を行い、未加入農家の解消に努める。
- (2) 収入保険導入に伴い、大豆共済、ナラシ対策と、収入保険との比較の情報提供、助言により加入推進に努める。

(茶共済)

- (1) 関係機関の協力を得て、有資格農家台帳を更新し、戸別訪問等により、積極的な加入推進に努める。

オ 園芸施設共済

- (1) 戸別訪問により、未被覆期間を含む周年引受についての周知の徹底を図る。

- (2) 県、J A、生産者団体等関係機関と連携を強め、施設設置や新規就農の情報等を基に有資格農家台帳を更新し、戸別訪問等による加入推進に努める。
- (3) 生産者団体等の部会、研修会、個別訪問時において撤去費用や復旧費用及び小損害不填補の基準の見直し、また、国庫負担限度額引上げによる大型ハウスの掛金低減等の補償内容の説明を徹底し加入推進に努める。
- (4) 収入保険導入に伴い、青色申告を行っている農業者へ施設本体は園芸施設共済、施設内農作物については収入保険への移行及び加入推進に努める。

カ 任意共済

(建物共済)

- (1) 組合員の加入状況を分析し、すべての農家に補償の充実を提案し加入を推進する。
- (2) 加入資格基準の見直しに伴い、営農状況調査に加え新たに農業従事状況調査による引受審査を行うことにより、継続して加入資格調査を実施しチェック態勢の整備を進める。
- (3) 共済部長の協力を得て、加入資格基準の見直しによる従事者及び未加入農家への推進を図るとともに、加入率の向上と低補償額の加入者の補償拡充を図る。また、共済部長との連携強化のもと職員による補完推進を行う。
- (4) 改善された補償の充実及び小損害実損填補特約等の追加について更に普及推進に努める。
- (5) 共済部長集会での取りまとめ依頼で自動継続特約を推進し、長期的な補償の充実を図る。

(農機具共済)

- (1) 農機具の大型化による加入限度額の引上げ、事故に対応した共済掛金の無事故割引・有事故割増料率制度等、充実した仕組みについて引き続き周知し引受審査要領に基づく適正な引受を行う。
- (2) 高額化する農機具事故の修理費用を補填するため補償限度額未満の加入農機具に対して補償限度額までの加入を推進し補償の充実に努める。
- (3) 農事組合法人等のリストに基づき、未加入法人等への加入推進を図るとともに加入法人等の全ての農機具の加入に向けて補完推進を行う。
- (4) 農機具販売団体等関係団体との連携を強化し、制度の普及啓発に努める。
- (5) 全国的に多発している盗難について、盗難防止に係る啓発運動や情報提供により損害の未然防止に努める。

4. 共済掛金等の徴収及び徴収計画

- (1) 事業規程で定める共済掛金払込期限内の徴収に努める。
- (2) 未収共済掛金等については、戸別訪問等により繰り返し制度への理解を求め、徴収に努める。
- (3) 共済掛金等については、現金扱いから口座振替での納入を推進する。

5. 損害評価の適正化の方策

- (1) 損害評価の範囲が県下全域となるため評価方法等の統一を図る。また、台風等の大災害時には本所・総合支所等が連携して損害評価を行い、状況に応じて職員集中損害評価体制により、適正かつ迅速な評価を実施する。
- (2) 非常災害時には、非常災害対応マニュアルに則り本所・総合支所等が連携して機動的に対応する。

ア 農作物共済

- (1) 作柄の早期把握と見回り調査の実施
 - ① 品種別の作柄及び被害状況を早期に把握するため、関係機関との連携を密にしつつ、定期的に見回り調査を実施する。
 - ② 登熟不良等被害調査を実施する。
- (2) 損害評価の適正化
 - ① 損害評価について被害申告方法、被害申告の目安、評価方法、共済金支払方法等を周知徹底する。また、広報紙等を通して申告漏れのないよう徹底し、結果については申告者全員に通知する。
 - ② 損害評価員を対象に研修会を実施する。
 - ③ 評価地区の設定は、被害発生状況に応じて実施する。
 - ④ 全相殺、品質、麦災害収入方式については、見回り調査を実施し栽培管理状況を把握するとともに、分割評価適用の統一を図る。また関係機関の協力を得て収穫量の正確な把握に努める。
 - ⑤ 山口県農産物検査協議会主催の農産物検査員育成研修へ参加し、水稻、麦及び実測大豆の品位鑑定の可能な人材を育成し、さらに充実した検査体制を構築する。

イ 家畜共済

- (1) 死廃事故家畜の現地確認と個体識別情報提供事業の情報を活用した適正な損害評価を行う。
- (2) 死亡廃用事故低減を図るため、損害防止の義務や指示の履行を周知徹底する。
- (3) 前年度に導入したLACシステム（電子カルテ）を有効に活用し、正確適正な病傷事故診断書の作成と事務処理のより一層の効率化を図る。
- (4) 1号及び3号の廃用事故及び手術に係る病傷事故については手術痕を確認し、対象家畜を撮影する。

ウ 果樹共済

作柄及び被害状況の早期把握をするために見回り調査を実施する。また、損害評価研修会を開催し、評価眼の統一等を図り、適正な評価を実施する。

エ 畑作物共済

(大豆共済)

作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、損害評価

研修会を開催し分割評価の統一等を図るとともに、関係機関と連携し出荷数量等調査により適正な評価を実施する。

(茶共済)

作柄の早期把握と被害状況の把握をするため見回り調査を実施する。また、関係団体と連携し出荷数量等調査により適正評価を実施する。

オ 園芸施設共済

- (1) 組合員からの速やかな事故発生通知を徹底させるとともに、早期に損害状況を把握するため、巡回調査及び聞き取り調査を実施する。また、迅速・適正な評価を実施するため損害評価研修会を実施し、共済金の早期支払に努める。
- (2) 共済金支払対象とならなかった被害申告組合員へ評価結果を丁寧に説明する。

カ 任意共済

- (1) 損害評価研修会等により損害評価技術の向上を図り、適正評価を実施する。
- (2) 速やかな事故発生通知を徹底し、原因及び罹災状況を的確に調査し、共済金の早期支払に努める。また、農機具共済の免責基準を加入者に周知徹底する。

6. 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

- (1) 鳥獣害等損害防止事業については、今年度より県下統一された野猪等防止資材等及びスクミリンゴガイ防除用薬剤等の購入費用に係る費用の一部助成を予算の範囲内で行う。
- (2) 関係機関との連携を一層強化するとともに、鳥獣被害防止対策アドバイザー研修等に参加し、農家等へ被害防止対策がアドバイスできる人材の育成を図る。
また、加入推進時に鳥獣被害防止に関する情報を提供するなどして地域に密着した、より実効性のある損害防止活動を推進する。

イ 家畜共済

- (1) 飼養衛生管理基準に従い防疫に努める。また家畜診療所は乳牛・肉用牛の繁殖障害等の特定損害防止事業を実施し事故の低減に努める。
- (2) 農家への講演会を開催して、損害防止に努める。
- (3) 危険段階別掛金率により掛金の上昇が認められた農家については、事故低減に向けた指導と啓発を行う。

ウ 畑作物共済

大豆種子消毒剤を配付し鳥害、病虫害の防止に努める。

エ 園芸施設共済

園芸施設被覆材応急補修テープを配付し、被害防止に努める。

7. 執行体制の整備

ア 理事会及び監事会

- (1) 理事会は、理事会運営規則を遵守するとともに、組織体制の効率化等業務運営の効率化、合理化及び適正化に努め、また、内部統制機能による不祥事発生防止に向けたリスク管理態勢の構築に取り組む。
- (2) 監事会は、監事監査規則に基づき監査方針・計画を決定して監査を実施し、適正な業務執行に資する。また、監査室とも連携し効率的な監査を実施する。

イ 組織体制強化の推進

- (1) 効果的な事業推進や農家ニーズ把握のため集落に共済部長を置き、共済部長集会開催時には制度内容の説明や情報提供を行い、よりNOSA Iへの理解を深めていただきながら事業推進への協力を求める。また、掛金の口座振替化への理解を求め、効率化とコンプライアンス態勢の向上に繋げる。
- (2) 共済部長の地域代表である地区長で構成する共済部長連絡協議会を開催し、組合員ニーズの把握に努めながら、組合員の立場に立った事業展開を行う。
- (3) 組織基盤の強化を図る必要から、リスク管理体制の基盤構築と組織機構の見直し等を含めて、制度改正等国の施策に対応できる組織体制の整備を進める。
- (4) 非常災害対応マニュアルを検証し、実行ある損害評価体制を策定する。
- (5) 収入保険制度の創設に伴い、新たに収穫共済課に収入保険班を設置し、推進体制の充実を図る。
- (6) 農業共済制度と収入保険制度の2つの制度を実施するものとして、組合員の実情にあった制度を選択して推進する。
- (7) JA等関係団体との情報交換会を主宰し、連携の強化ときめ細かな普及推進体制の確立を図る。
- (8) 4ヶ所に拠点化統合した家畜診療所により診療業務体制のよりいっそうの充実と業務対応力の強化を図る。

ウ 職制及び職員の配置計画

- (1) 職制規則の定めにより、参事統括のもと総務部（企画管理課、総務課）、事業部（収穫共済課、資産共済課）、家畜部（家畜課、家畜診療所統括）の3部5課・家畜診療所統括及び監査室を配置、支所にあつては2総合支所、8支所、2出張所を配置、また家畜診療所は7診療所を4診療所に拠点化し事業の円滑な遂行に努める。
- (2) 監査室設置態勢のもとで、リスク管理を始め適正かつ効率的で健全な業務運営及び法令遵守に取り組む。また、苦情処理態勢を併せて確立させることにより内部管理態勢の充実を図る。

エ 役職員研修の実施

- (1) 農業保険制度に対する組合員や国民の信頼を失うことのないよう、高い倫理観

を醸成することを目的として計画的な役職員研修を実施する。

- (2) NOSAI 団体は、農業共済制度と収入保険制度の2つの制度を取扱うものとして、現場での丁寧な説明や疑問・質問への的確な対応はもとより、それぞれの農業者にどのリスク対策を選んだほうが良いのかの問いに適切に答え、農業経営改善のアドバイスができる役割が求められていることを認識し、研修を通し役職員の資質向上に努める。
- (3) 獣医師職員の獣医技術に関する講習・研修への積極的な参加とともに、疾病の調査研究を行う事により、発表等につなげ診療所獣医師の診療技術向上に努める。

オ コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンス意識高揚のための研修を反復して実施する。
- (2) 事務リスク低減のため、継続的に掛金納入方法の口座振替化を推進する。
- (3) 理事会で決定されたコンプライアンスプログラムを着実に実践する。
- (4) 内部牽制機能が十分発揮されるよう監査実施計画書に基づいた全部署を対象とする内部監査を実施しコンプライアンス態勢の改善に努める。
- (5) NOSAI では多くの個人情報を取り扱うことを十分認識し、個人情報取扱事業者として個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則を遵守し内部管理を徹底する。

8. 予算統制の方策

事業計画に基づき各事業とも目標達成に努め、業務収入の確保を図るとともに、引き続き災害対策としてのセーフティネット機能を遂行するとともに、限られた財源の中で予算執行にあたっては常に収支の動向を見極め一層の経費節減を目指す。

また、資金の運用については、信用リスクや市場リスク及び流動性リスクを考慮し、余裕金運用管理委員会及び理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、長期的な視点による安全かつ確実なポートフォリオの構築に努めるとともに、安全性と流動性に配慮した効率的な運用に取り組む。